

## 職員の採用に関する規程

(目的)

第1条 優秀な職員を確保するために、この規程を定める。

(新規採用)

第2条 本会への就職を希望する者の提出書類は就業規則第5条によるものとする。

2 新規学卒者は、小論文・試験（一般常識・専門）・業務に必要な技能試験（ピアノ等）及び面接を行う。

(中途採用)

第3条 本会への就職を希望する者は、履歴書等必要書類を提出するものとする。

2 他の法人等で勤務した後、本会への就職を希望する者については、本会を希望する理由及び本会へ就職した場合に寄与できることを書面にて提出する。また、元職員であった者が、再度本会への就職を希望する場合は、本会へ寄与できることを書面で提出するものとする。

3 書類審査を通過した者にあつては、小論文、理事長・事務局長・施設長による面接を受けるものとする。

4 中途採用については、必要な時期に随時行うことができる。

(結果通知)

第4条 面接後、1週間以内に通知するものとする。

(前歴計算)

第5条 給与については、給与規則に従い前歴計算を行うものとする。3年以上在籍経験のある元正規職員にあつては退職時の給与を元に前歴計算を行うものとする。但し、退職時の給与の1等級の直近上位を基本とする。

附則 平成30年4月1日施行

## 人材育成奨学金返還助成金交付規則

第6条 助成金の額は、返還額の2分の1とする。ただし、上限を月額1万円とする。

令和元年度対象者 17名